川崎市市民葬儀取扱指定店募集要項

川崎市市民葬儀実施要領(以下「実施要領」という)に基づき、「川崎市市民葬儀」を提供する取扱指定店を募集する。

１　川崎市市民葬儀の目的

市民福祉の見地から、市民が適正かつ低廉な料金で利用できる市民葬儀を実施することにより、市民の経費負担の軽減を図ることを目的とする。

２　応募資格要件

次の要件をすべて満たしていること。

（１）川崎市内に独立した葬儀店舗を有していること。

ただし、令和３年１０月１日付け川崎市市民葬儀実施要領改正前に指定業者であった市外の葬儀店舗（以下、「旧制度市外葬儀店舗」という。）については、本要件は適用しない。

（２）川崎市内の独立した葬儀店舗および旧制度市外葬儀店舗で開業後、５年以上の営業実績があること。また、当該店舗で葬儀に関する相談に応じることができること。

（３）市民葬儀の取扱いに必要な祭壇を所有していること。

（４）市民葬儀の取扱いに必要な遺体搬送対応が可能であること。

（５）市民葬儀の取扱いに必要な遺体保管設備の提供体制を確保していること。

（６）指定業者が主体となって葬儀サービスを提供するとともに、責任をもって葬儀に立ち会うことができること。

（７）貨物自動車運送事業法等関係法令を遵守すること。

３　提出書類

（１）市民葬儀取扱業者指定申請書（様式１－１）

（２）営業の概要（様式２）

（３）法令順守（コンプライアンス）に関する誓約書（様式３）

（４）指定業者として市民葬儀を実施することを確認するための関係書類

①川崎市市民葬儀規格に対する価格内訳表（別紙１）

※各項目単価を記載し、税込合計金額が、規格Ａは495,000円、規格Ｂは209,000円となるようにしてください。

②祭壇写真（仏式および生花）※できる限り「カラー写真」をお願いします。

４　規格内容

別表１「川崎市市民葬儀規格内容」のとおり

５　市民葬儀における規格祭壇の取扱いについて

規格Ａにおける仏式祭壇及び生花祭壇については、別表２「川崎市市民葬儀規格祭壇イメージ画像」を参考とし、取扱指定店ごとに提供する規格祭壇について、申請書類として写真を提出するとともに、独自のホームページやパンフレット等を用いて、事前に利用者へ内容を提示し、了解を得ること。

６　市民葬儀の料金内訳の説明について

提出書類である川崎市市民葬儀規格に対する価格内訳表（別紙１）により、利用者へ提示して説明できるようにすること。

７　店舗現地訪問調査について

申請手続き書類の提出に基づき、市職員が現地訪問調査（９月を予定）を実施するため、後日、日時及び必要書類等について、申請者へ E-mail 若しくはＦＡＸにより、連絡するものとする。

８　運営協議会による審議結果の通知について

申請手続き書類の提出および現地訪問調査の結果を踏まえ、川崎市市民葬儀運営協議会にて取扱指定店の審議を行い、その結果を通知するものとする。

９　募集要項等のホームページにおける案内について

募集期間：令和７年８月１日（金）～８月２９日（金）

10　質問の受付について

（１）質問期限：令和７年８月２１日（木）１７：１５まで
（２）質問方法：E-mail またはＦＡＸにより送信のこと
（３）質問様式：様式は自由とするが、川崎市ホームページに掲載の質問書様式を活用願います。なお、氏名（会社名）、電話番号、ＦＡＸ番号、E-mail、住所を記載のうえ、簡潔にまとめること。また、電話、口頭による質疑は受け付けない。
（４）回答方法：個別に E-mail またはＦＡＸで回答し、さらに、募集期間内において川崎市役所ホームページへ参考掲載する。

11　市民葬儀取扱開始日

令和８年４月１日（水）から

12　申請方法

提出期限：令和７年８月２９日（金）

（１）郵送　※当日消印有効
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課
（２）持参　※８：３０～１７：１５（土・日曜日・祝日は除く）
川崎市川崎区宮本町１番地　１３階
川崎市健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課

13　問合せ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課
電　話：044-200-0457（8:30～17:15、土日祝日を除く）
ＦＡＸ：044-200-3986
E-mail：40iryose@city.kawasaki.jp　※件名に【市民葬儀】と記載のこと。